

情報提供

那医発第 288 号
令和 4 年 9 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告について（依頼）」の通知が届きましたの
でご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 8 4 2 号
令 和 4 年 9 月 8 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会 長 安里 哲彦



麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告について（依頼）

今般、沖縄県保健医療部長より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告についての依頼となっております。

麻薬管理者及び麻薬研究者は、麻薬及び向精神薬取締法第 48 条及び第 49 条の規定に
基づき、「麻薬年間報告」により、毎年 11 月 30 日までに沖縄県知事へ届け出なければな
りません。

また、麻薬管理者及び麻薬研究者は、麻薬を所有していない場合や使用実績がない場合も
報告が必要となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方
につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、届出様式の電子データ及び記載例は、沖縄県衛生薬務課ホームページにも掲載して
おりますのでご参照ください。

記

沖縄県衛生薬務課ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/seikatsueisei/yakumu/mayaku-index.html>

● 麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告について（依頼）

（令和 4 年 8 月 30 日（保衛第 760 号））

沖縄県医師会事務局業務 2 課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

保衛第760号
令和4年8月30日

一般社団法人沖縄県医師会長
一般社団法人沖縄県歯科医師会長
公益社団法人沖縄県獣医師会長

殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告について(依頼)

日頃より、本県の麻薬行政の推進について、御理解御協力いただき感謝いたします。

さて、みだしのことについて、麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)及び麻薬研究者は、麻薬及び向精神薬取締法第48条及び第49条の規定に基づき、「麻薬年間報告(別紙様式)」により、毎年11月30日までに沖縄県知事へ届け出なければなりません。

つきましては、貴会会員に対し年間報告について、御周知くださるようお願いいたします。

【注意】

※麻薬を所有していない場合、使用実績が無い場合も報告が必要です。

※届出様式の電子データや記載例は、沖縄県衛生薬務課ホームページに掲載しております。御参照下さい。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 医療 > 認可・届出関係 > 麻薬及び向精神薬取締法関係の申請・届出について > 麻薬の年間報告について

【担当】

沖縄県保健医療部衛生薬務課薬務班 池原、津波
TEL:098-866-2055 FAX:098-866-2723

○麻薬及び向精神薬取締法

○麻薬及び向精神薬取締法

昭和二十八年三月十七日法律第十四号

〔総理・法務・大蔵・厚生大臣署名〕

平成一八年六月一四日号外法律第六九号〔薬事法の一部を改正する法律附則二八条による改正〕

麻薬取締法をここに公布する。

麻薬及び向精神薬取締法

～～略～～

(麻薬小売業者の届出)

第四十七条 麻薬小売業者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 前年の十月一日に所有した麻薬の品名及び数量
- 二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量
- 三 その年の九月三十日に所有した麻薬の品名及び数量

(麻薬管理者の届出)

第四十八条 麻薬管理者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 前年の十月一日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量
- 二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量
- 三 その年の九月三十日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

第四十九条 麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 前年の十月一日に管理した麻薬の品名及び数量
- 二 前年の十月一日からその年の九月三十日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量
- 三 その年の九月三十日に管理した麻薬の品名及び数量

【 記載例 】

連絡先：098-123-4567

担当者〇〇〇

第4号様式（細則第4条第4号関係）

年間報告

麻薬卸売業者

〇〇年度 麻薬管理者 届出

麻薬研究者

〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄県知事 殿

「年間報告」の届出義務者は、麻薬施用者又は麻薬管理者である。「施用者」又は「管理者」の個人の住所及び氏名を記載すること。

麻薬業務所の所在地 那覇市泉崎〇丁目
及び名称 〇〇病院

届出者の住所 那覇市〇×〇5-5-5
及び氏名 コーポ△△ 505号室
琉球 花子

免許の種類 麻薬管理者
及び免許の番号 第〇〇-〇〇〇号

※2「譲受数量」欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載する。

入院患者から譲り受けて再利用する場合の麻薬の数量は、外数として（ ）書きで併記すること。

※1 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載すること。

調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載の必要無し。

第47条

麻薬及び向精神薬 第48条の規定により、次のとおり届け出ます。

第49条

品名	前年の12月31日 現在 所有数量	譲受数量	譲渡 施用数量 使用	当年9月30日 現在 所有数量	備考
(※1) MSJリド錠 10mg	150錠	200錠	225錠	110錠	廃棄 10錠 (H〇〇年〇月〇日届提出) 事故 5錠 (H〇〇年〇月〇日届提出)
アヘン末	20 g	0 g	10 g	10.5 g	秤量誤差調整 (H〇〇年〇月〇日 +0.5g)
(※2) テトラメチル MTN ヲチ 2.1mg	10枚	20枚 (8枚)	15枚	23枚	患者から譲受 8枚
塩酸リド原末	5 g	0g	1g (※)	4 g	(※) 原末1gから 10倍散10gを製剤
塩酸リド10倍散 (自家製剤)	4.5g	10g (※)	12.5g	2g	(※) 原末1gから 10倍散10gを製剤
(※3) ケタラール筋注用500mg	10.3 mL	20 mL	15.6 mL	14.7 mL	

※3 ケタミンなどのバイアル製剤は分注して使用することが多いことから、バイアルの本数単位ではなく、mL単位に換算して記載すること。(麻薬帳簿における管理もmL単位で管理すること。)